# 令和5年10月18日 決算調査特別委員会 総括質問

# 〇大野治彦

冒頭、職員の皆様には、日々区民の皆様の相談、要望を受け止め、ご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。決算調査特別委員会ですので、令和4年度の決算が板橋区政にとってどのような決算であったのか、そして区議会の議決を経て執行された予算が区民サービスにどのような影響を及ぼしたのか。そして、今年は選挙が行われました。選挙で訴えさせていただいたこと、議員生活17年目を迎えていますが、この間取り組んで、いまだ実現に至っていない事柄などを中心に質問をさせていただきます。それでは、初めに令和4年度の決算の状況について、財政事務執行状況について伺います。

# 〇政策経営部長

令和4年度の決算財政事務執行状況ということでございます。令和4年度は、財政調整基金から約20億円を繰り入れての当初予算編成でありましたが、特別区交付金の増など歳入環境の改善がありまして、歳入が0.7%の増、上板橋駅南口駅前地区再開発事業などの事業がありまして、歳出は1.4%の増となり、実質収支が18.9%の減、101億8千万円余りが生じたという状況になっております。事業執行につきましては、感染症対策に加えまして、物価高騰対策の実施に伴い、6度にわたる補正予算を編成しまして、喫緊の課題に対応することはもとより、7月に児童相談所機能をスタートさせるなど、いたばしNo.1 実現プラン2025で掲げました施策の着実な推進が図ることができたと考えております。

### 〇大野治彦

そこで、令和4年度の決算ですけれども、一般会計の収入総額が2,639億9,992万1,955円、歳出の総額が2,529億3,087万5,060円、歳入歳出を差引き残高しますと、110億6,904万6,895円の執行残についての見解を伺います。

### 〇政策経営部長

令和4年度の決算では、前年度と比較して約24億円ほど減少したものの、100億円を超える歳計剰余金が生じたところでございます。令和3年度から繰り越しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、それから、物価高騰新型コロナウイルス対策に係る事業で執行残が多く発生したことが要因と考えております。特に、給付事業に関しましては、正確な対象者の人数把握が困難な中、迅速かつ漏れのない対応が求められているということで、歳入予算を一定程度確保したことで、執行残が多く発生したものと捉えているところでございます。

# 〇大野治彦

事務事業数なんですけれども、こちらが増えますと、執行残の金額も増えてしまうのかということで、例えば、10年前の事務事業数と現在の事務事業数の変化について伺います。

### 〇政策経営部長

事務事業数でございますけれども、年度によって増減がありまして、今ご指摘の平成24年度に関しては644事業、令和4年度については615事業ということで、29事業少ない状況でございました。また、決算規模に関しましては、平成24年度が1,802億円で執行率が98.5%だったことに対しまして、令和4年度が2,529億円、執行率が95.6%ということで、決算額では1.4倍に増加しておりまし

て、執行率が2.9ポイント減少しているという状況でございます。執行残につきましては、決算規模が大きくなることに加えまして、近年ではコロナ禍による執行率の低下が大きく影響しているものというふうな認識でございます。

# 〇大野治彦

事務事業数には関係はあまりないということで、確認をさせていただきました。行政の予算なん ですけれども、例えば、民間とは違うということは認識しているんですが、民間の企業で言えば販 売計画ということで、年間計画、半期、四半期、月次、月初、中間、最終見込みと、細かく落とし 込みが行われています。私も民間企業にいたことがありますので、そういったことで数字の組立て 等をしていました。そこで、様々な要因により執行残が生じてしまうとは思いますけれども、今後 は予算と決算の誤差がなるべく少なくなることを望み、質問をさせていただきました。次に、特別 区民税の収入未済、不納欠損について伺います。収入未済の過去5年間の状況は、平成30年度が12 億3, 443万3, 811円、令和元年度が10億6, 482万7, 241円、令和2年度が8億7, 983万1, 174円、令和3 年度が7億2,551万6,724円、令和4年度が5億9,533万61円、令和4年度の収入未済額は、平成30 年度の収入未済額と比べると、半減はしているものの収入未済額が発生しています。収入未済の意 味とは、当該年度に調定した歳入で、その年度の出納閉鎖日まで収入されなかったものを収入未済 と言われています。また、不納欠損については、平成30年度が2億557万6,067円、令和元年度が1 億5, 426万3, 727円、令和2年度が1億7, 890万5, 592円、令和3年度が1億6, 134万2, 678円、令和4 年度が1億8,327万3,564円。不納欠損処分とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収 が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体が徴収を諦めること、5年間で時効に なります。債務者が死亡し、相続人もいない場合や、時効が成立したときなどでは徴収ができず、 不納欠損処分が行われるとされています。そこで、毎年大きな収入未済、不納欠損が発生していま すけれども、特別区民税は、一般に住民税と保障されている地方税のことで、住民税は毎年1月1 日現在居住する区市町村から、前年1年間の所得等を基に課税されます。前年の所得を基に課税さ れるので、課税される税額を考慮して、翌年納める準備をしていくことが必要なのではないかと思 います。また、日本国憲法第30条、国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。税金は 国や地方自治体を維持し、発展させていくために欠かせないものとされ、憲法では税金を納めるこ とは国民の義務と定めています。この納税の義務は、教育の義務、勤労の義務と並んで、国民の3 大義務の一つとされています。払えない方への対応については、徴収猶予、納税者等からの申請に 基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収猶予が認める場合 があるとされています。換価の猶予、区税を納付することにより、事業の継続または生活の維持を 困難にするおそれがあると認められるなどの一定の要件に該当するときは、区税の納付期限から6 か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があるとさ れ、分割納付、納税者からの申出により、生活状況や財産状況に合った金額を計算して、数回に分 けて納税することもできるとされています。そこで、滞納状況の細かな把握が必要なのではと思い ます。払えるのに払わない方への対応は強化していただき、払うことが何らかの事情でできない方 への対応は、丁寧な対応をいただきたいと思います。収入未済、不納欠損額の発生についての令和 4年度の取組状況と課題について見解を伺います。

# 〇総務部長

令和4年度から実施いたしました収入未済の圧縮に向けた取組といたしましては、納税者の利便性向上を図るために、利用可能な電子マネーを2種類から5種類に拡大したほか、現年課税分の処理に携わる職員数を倍にして、執行体制の強化を行ったところでございます。不納欠損の圧縮に向けましては、臨戸件数を増加したほか、コロナ禍で中断をしておりました捜索を再開し、過去の滞納案件の状況把握及び、徴収強化に注力をいたしました。今後の課題といたしましては、コロナ禍の下、事業の休業を余儀なくされたことに対して支給をされました持続化給付金、休業協力金を収入として賦課された方の住民税を、確実に徴収につなげられるかが重要となります。引き続き、納税資力のある場合には確実に徴収をし、資力の乏しい場合には徴収緩和制度の適用なども視野に入れ、納税者の実情に合わせ、適切かつ丁寧に対応してまいります。

# 〇大野治彦

口座振替の手続の状況について伺いたいと思います。

# 〇総務部長

口座振替の利用状況についてでございますけれども、こちらは税の納め忘れを防止するとともに、区の窓口や金融機関などへ出向く必要がなくなる利点がございます。そのことから、普通徴収における口座振替利用を従前から推奨してきたところでございます。推奨の効果もありまして、口座振替の利用状況は令和5年5月末時点におきまして4万6,871人、率といたしまして55.94%となっております。令和2年5月末時点と比較いたしまして、3年間で2,469人、5.11ポイント増加しております。口座振替による税の納付は、滞納の防止にも有効であると認識しておりまして、広報いたばし、ホームページの周知のほか、納税通知書発送時の案内文書の同封、納税者との接触機会を捉えた勧奨を継続して行いまして、口座振替による納付を推進してまいりたいと考えております。

# 〇大野治彦

収入未済がなければ不納欠損が発生しません。毎年億単位での不納欠損が発生しています。1人でも多くの健全な納税者が増えることを望みたいと思います。ありがとうございます。次に、板橋区による児童相談所機能が令和4年7月に始まりました。令和4年度における財政措置、財政負担の状況と、今後の財政負担の見通しについて伺います。併せて、今定例会で議決しました議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置についてに伴う今後の対応や、詳細について伺います。

### 〇政策経営部長

児童相談所の運営に係る経費につきましては、都区財政調整制度上算定されておりまして、試算しますと、令和4年度決算額約15億円に対しまして、財調算定額が約11億円と、乖離が生じている状況でございます。児童相談所に対する都区の見解の相違から、年度を越えた異例の財調協議も、先日、合意に至ったところでございますけれども、配分割合の協議は継続されておりまして、今後は、都区で児童相談所の在り方についての認識共有から始めていくというところでございます。令和5年度からは、通年で児童相談所の運営となっておりますので、財政負担は増加してくるというふうに考えております。必要な財源を反映した配分割合、算定内容になるよう強く求めていきたいと考えております。

# 〇子ども家庭部長

私のほうからは、措置費の支払いの共同処理についてお答えいたします。令和2年4月以降、特

別区の児童相談所の開設が進んでおりまして、児童養護施設等の措置費請求事務が非常に複雑化したというところから、措置費の支払い事務を一元的に管理する措置費共同経理課を特別区の共同で設置することになりました。今後は、既に児童相談所を設置しております板橋区を含めた特別区8区ございますけれども、8区の協議によりまして、規約及び協定書を締結しまして、所掌事務の範囲や決算報告、監査の実施方法等の細目を定めていくことになります。これが年明けからは具体的に備品の購入ですとか、執務室の移設の準備を進める予定でありまして、令和6年4月の円滑な事業開始によりまして、児童養護施設等の事務負担の軽減を図りたいと考えております。

# 〇大野治彦

児童相談所の運営が今後区財政の負担にならないよう、東京都に対し、引き続き求めていただく質問をさせていただきました。次に、行政評価について伺います。行政評価は計画、実施、評価、改善、計画と循環するPDCAサイクルによる経営マネジメントにおける評価の部分に位置づけられ、計画、実施、評価、改善を繰り返すことにより、区民ニーズや社会情勢などを踏まえた施策や事務事業の見直しを図り、効率的、効果的に区政経営を行っていくことがPDCAサイクルの考えとされています。客観的な数値で評価を行い、行政活動の成果に着目して、次の行政活動の改善につなげることが行政評価の大きな役割とされています。令和3年度からは、施策展開シートを活用し、全庁的な成果指標やアウトカムの点検にも取り組まれています。令和5年度の行政評価の対象は、基本計画2025に掲げられている68施策のうち、8施策108事務事業が対象とされています。評価の進め方は、初めに所管部署での評価が行われ、次に外部評価が行われます。最後は経営革新本部において、外部評価の結果を受け止め、施策の最終評価が決定をされます。令和5年度に実施された令和4年度の行政評価をどのように受け止め、今後の区政運営に反映されていかれるのか、見解を伺います。

# 〇政策経営部長

令和5年度の施策評価の対象となりました8施策につきましては、全てが順調及びおおむね順調でありましたが、改善の方向については、1施策が目標値・指標の見直しという結果になってございます。また108の事務事業評価のうち、評価が停滞となった事業、それから改善の方向性が目標値・指標の見直し、それから、事業手法の見直しとなった事業がありまして、それぞれについて、次年度に向けて各所管課に改善を促していく必要があるというふうに考えております。一方、外部評価でも、アウトカム指標の設定について、依然として工夫の余地があるという指摘を受けておりますので、こういったことも念頭に改善していきたいというふうに思っております。また評価過程で明らかになりました課題につきましては、改善に当然取り組んでいくとともに、施策展開シートを活用しながら、予算編成の過程の中でつないでいきまして、PDCAサイクルの考え方に基づいて、効率的、効果的な区政経営を推進していきたいというふうに考えております。

### 〇大野治彦

地方自治法には定められていませんが、板橋区は新公会計制度の一環として、平成30年度決算から、東京都モデルを採用した新方式による財務諸表を作成しております。新たな取組による財務状況の分析により、行政経営マネジメントの向上、区民への説明責任の向上が図られると言われています。令和4年度の新公会計制度に基づく財務諸表をどのように活用されていくのか伺います。

# 〇政策経営部長

行政評価におきましては、財務諸表における行政コスト計算書を活用いたしまして、人件費や減価償却費を含めたフルコストを図で示しました事業別行政評価シートを作りまして、区民の皆様にとって身近な事業を中心に、令和2年度から作成しまして、令和5年度につきましては11事業を公表させていただいているところでございます。令和3年度からは、当初予算事前協議におきまして、事業別財務諸表分析表を用いて事務事業の構築の基礎資料とするということで、新公会計制度の活用を進めているところでございます。新公会計制度における財務諸表を有効に活用することで、行政経営の質の向上とともに、ご指摘のとおり区民の方々に対するアカウンタビリティを高めていくのに役立てていきたいと考えております。

# 〇大野治彦

また、毎年会計管理室から発行されている区民向けの板橋区の財務諸表、概要版の冊子について、区民の皆様の反応と課題について伺います。

# 〇会計管理者

財務諸表につきましては、本編のほか、平易な表現や指標を用いました概要版を作成しまして、 板橋区の財務状況を分かりやすく公開したところでございます。しかしながら、区民の方からの反 応が少なく、周知の面での課題があると認識しているところでございます。今年度発行いたします 令和4年度の板橋区の財務諸表につきましては、広報いたばしの財政状況の特集と併せまして周知 するほか、11月下旬には、概要版を区内の公共施設で配布する予定となっております。今後、LINE など新たな媒体を活用いたしまして、区の財務諸表のホームページ閲覧を促進するなど、広く区民 に説明責任を果たしてまいります。

### 〇大野治彦

多角的な観点から毎年の決算を総括することで、よりよい財政運営、政策の展開を図ることができるのはできるのではないかと思い、質問をさせていただきました。次に、起債、公債費負担への対応について質問いたします。令和4年度の特別区債は、後年度負担を考慮し、借入れ額を減少したことなどにより25億500万円の減少、昨年度は8億7,900万円の減少との結果でしたので、大幅な減額でした。起債についての考え方は、活用方針で、起債額の上限が60億円と示されています。また、公債費の負担について追加が行われ、適切な起債活用を行うことが明記されています。今後、少子化が進む中での起債の額、公債費負担についての考えを伺います。

### 〇政策経営部長

令和4年度の普通会計決算では公債費が26億円、地方債残高287億円となりまして、財政指標の一つであります公債費負担比率は1.5%、警戒ラインとされます15%を大きく下回る数値となってございます。一方で、小・中学校をはじめとします公共施設の老朽化への対応が急務であると考えておりまして、再開する公共施設整備計画に基づきまして、更新需要は増大していくものと考えております。世代間の負担の公平性の点からも、財源として一定の起債の活用が必要と考えておりまして、公債費負担比率に留意しながらも、着実に公共施設の更新を進めることができるよう、起債や基金の活用を効果的に進めていきたいと思っております。

### 〇大野治彦

後年度負担の考え方も理解するんですが、返済する財源の確保も含めまして、少子化への対応を 図る必要があると思い、質問をさせていただきました。次に、令和4年度の基金の運用益の状況に ついて伺います。

# 〇会計管理者

基金につきましては、積立てや取り崩しの計画を勘案いたしまして、定期預金や地方債など、債券の購入による運用で利子収入を得ているところでございます。令和4年度決算におけます基金の運用益でございますが、利率が高い債権の比率を高めましたため、16基金の合計で約7,800万円と、前年度、令和3年度より550万円余り増加しているところでございます。令和5年度は、定期預金の利率が依然として低下傾向でございますため、安全性を考慮した上で、40億円の債券を追加購入しまして、現在75億円の債券により運用しているところでございます。こうしたことによりまして、令和4年度の債券による利子収入は430万円ほどでございましたが、令和5年度の債券によります利子収入は2,230万円余りを見込んでおりまして、運用収益の最大化を図ってまいります。

# 〇大野治彦

次に、職員提案の政策について伺います。職員の皆様のモチベーションを上げる職員提案制度による事業化は、非常に重要であると思います。財政の状況を問わず、職員の皆様の発想や工夫により、施策の充実を図ることが職員の皆様の士気の向上になるのではと、質問の機会があるたびに質問させていただきました。令和4年度の状況について伺います。

# 〇政策経営部長

令和4年度は57件の職員提案がありまして、うち12件が報奨対象となっております。そのうち努力賞となりましたLINEを活用した区民サービスの向上に係る提案につきましては、所管課が事業化を進めるに当たっての参考として活用されまして、必要な方が入手したい、知りたい情報を容易に得られる環境整備に寄与したものと考えております。引き続き、区民サービスの向上を目指しまして、事務処理上のちょっとした事務改善も含めて、大小様々提案がなされまして、それが実現されるよう、職員提案制度を運営していきたいと考えています。

### 〇大野治彦

区政の活性化の観点からも、現場の第一線で区民の皆様と接している職員の皆様から、創意工夫に基づく様々な提案がなされ、事業化されていくことは、持続可能な区政経営にとって必要であると考えます。取組について伺います。

# 〇政策経営部長

日々多くの区民や事業者の方々と接する区職員が、日頃の問題意識から新たな取組を考案し、それが職員提案制度を通じて事業化されるということは、持続可能な区政経営にとって必要なことだというふうに考えております。企画・提案や事業化の過程の中で、区の職員にあっては、士気、探求心、研究能力の向上が期待されますし、区政にあっては業務の効率化、区民サービスの充実など、その効果が様々な領域に波及していくことが期待されていると思っております。引き続き広く提案を募集しまして、事業化へつなげることで、区政の活性化に努めていきたいと思っております。

### 〇大野治彦

限りある財源の中での対応になります。財源を必要としない提案もあるのではないかと思いますが、職員の皆様が提案された発想が、区民の皆様にとって最大限の効果が発揮される可能性を秘めた提案、政策を受け止めていただいて、今後の区政運営に反映されればと思い、質問をさせていただきました。次に、令和4年度の決算が示されましたが、既に令和5年度の予算が執行されている

状況です。毎年その年度の決算が示されますが、監査・議会での質疑が行われたから、それで終わりではないと思います。今後の区政運営に反映する必要があるのではないかと考えます。さきにも述べましたが、各年度の決算の課題等は、いつの時点で反映されるのか伺います。

# 〇政策経営部長

新年度の当初予算の編成の際には、前年度決算において執行率の低い事業、それから、不用額がが多かった事業については、各所管に要求額の精査を求めているところでございます。令和6年度当初予算編成に当たりましては、令和4年度決算額が当初予算額に対して80%以下の事業につきましては、要因の分析を行いまして、要求額の積算方法を見直すなど改善を図っているところでございます。また、マネジメントツールであります行政評価の取組の中で、各所管部署が行っております決算数値を用いた事務事業評価を通じて、明らかになった課題の改善にも取り組んでいるということで反映させていただいております。

# 〇大野治彦

翌々年度の予算に反映されているということで認識をさせていただきました。次に、子ども家庭総合支援センターについて伺います。令和4年4月に板橋区子ども家庭総合支援センターが開設されました。次世代を担う子どもたちを誰一人取り残すことなく、心豊かな環境づくりに取り組むことを目的に設置されました。支援対象となる児童の見守り強化として、地域や団体と連携し、定期的な家庭訪問により子育て世帯の孤立化に取り組むなど、総合的で切れ目のない子育て支援のさらなる充実を図ることが取組の一つともなっています。そこで伺います。令和4年度の事務事業実績と今後の課題について伺います。

### 〇子ども家庭総合支援センター所長

令和4年4月に子ども家庭総合支援センターを開設し、同年7月には児童相談所機能を開始して、子ども家庭支援センター機能を併せ持つ機関として、一体的に運営を行ってまいりました。一時保護が必要な児童について通告を受けた際、従来より迅速な意思決定と対応が可能になるなど、切れ目のない支援体制が構築され、一体化による一定の成果を上げているものと認識しております。今後は、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関へのアウトリーチや研修を拡充することにより、子ども家庭総合支援センターを核に地域における見守り・支援体制の強化に取り組んでまいります。

### 〇大野治彦

その昔は、親子多世代での家庭が多く存在しましたが、年々核家族化が進んで、コミュニケーションの希薄化などが進む現状では、行政をはじめとする関係団体が手を差し伸べ、相談体制の強化などをさらに図っていく必要性がますます増えてくるのではないかと思います。私事ですけれども、孫ができまして、近くに息子夫婦がいるので、何か協力できることはするということで行っていますけれども、こういった方が近くにいない場合は孤立化してしまって、悩んでしまう方が結構多いのではないかと思いますので、今後も引き続き子育て支援、相談体制の強化など、きめ細やかな対応をいただき、子育て環境のさらなる充実と思い、質問をさせていただきました。次に、国民健康保険事業の現状と今後について伺います。保険者が板橋区から東京都に変わったことによる変化について伺います。

# 〇健康生きがい部長

保険者の広域化による変化についてご質問をいただきました。国民健康保険制度の改正によりまして、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となりまして、安定的な財政運営はもとより、効率的な事業確保等について中心的な役割を担うことになりました。これによりまして、国民健康保険に関する給付に必要な費用は、都道府県が市区町村に交付することになり、市区町村が徴収した保険料につきましては、納付金として都道府県に納めることとなったところでございます。また、資格の管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等のきめ細やかな事業につきましては、地域住民と身近な関係の中、引き続き、区市町村が担っているところでございます。

# 〇大野治彦

そこで、国民健康保険料の収入未済、不納欠損について伺います。国民健康保険料の収入未済額の過去5年間の推移は、平成30年度が38億959万7,606円、令和元年度が32億5,335万1,867円、令和2年度が27億8,753万2,603円、令和3年度が21億6,355万4,686円、令和4年度が20億1,921万860円、不納欠損額の過去5年間の推移は、平成30年度が8億8,576万3,254円、令和元年度が8億6,843万84円、令和2年度が8億1,918万4,826円、令和3年度が8億2,874万763円、令和4年度が6億482万1,315円、国民健康保険料の不納欠損額は2年間で時効となります。板橋区が徴収を諦めることになります。毎年少しずつですが、減少傾向にありますが、億単位の大きな金額が収入未済額、不納欠損額が発生しています。先ほど特別区民税の収入未済、不納欠損について述べさせていただきましたが、国民健康保険料の収入未済額、不納欠損額についても、滞納状況の細かな把握が必要なのではないかと考えます。払えるのに払わない方への対応は強化していただき、払うことが何らかの事情でできない方への対応は、丁寧な対応をいただく観点から、収入未済額、不納欠損額の発生についての令和4年度の取組状況と課題について見解を伺います。

# 〇健康生きがい部長

令和4年度決算におきます国民健康保険料の収入未済額につきましては、20億円余り、また、不納欠損額につきましては、6億円余りでございましたが、令和3年度よりも減らすことができたところでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、地域経済の冷え込みが続く中、保険料を滞納し始めた世帯に対する早めの納付相談の実施、収入が減った方への修正申告の案内や保険料減免制度の周知など、様々な取組によりまして滞納額の圧縮につなげてきたところでございます。令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、特例的な減免制度につきましては終了したところではございますが、今後も滞納額が累積する前に、それぞれの世帯の事情を考慮した対応を行い、収入未済額や不納欠損額の縮小に努めてまいります。

### 〇大野治彦

口座振替の手続状況についても伺います。

### ○健康生きがい部長

国民健康保険料の払い忘れを防止する観点から、保険料の支払いは原則として口座振替をお願いしている旨、積極的に周知を図っているところでございます。令和4年度には、口座振替への切替えを促進するため東京都の補助事業を活用しまして、口座振替キャンペーンを実施し、既に口座振替に切り替えていた500世帯と新たに口座振替を申し込んだ500世帯に、抽せんで区内共通商品券3千円分を贈ったところでございます。令和5年度につきましても、新規口座登録千世帯を対象にキャンペーンを実施してございまして、令和5年9月末現在で国民健康保険加入世帯8万1,754世帯

のうち3万1,984世帯、全体の39.12%が口座振替で保険料を納付している状況でございます。

# 〇大野治彦

収入未済がなければ、先ほども申し上げましたけれども不納欠損額が発生いたしません。毎年、億単位での不納欠損額が発生しています。1人でも多くの健全な納税者が増えることを望みたいと思い、質問をさせていただきました。次に国民健康保険の保険者努力支援制度について伺います。国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化等の取組に対する支援として、平成28年度より開始され、平成30年度より本格的に実施されています。この制度は、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県及び市区町村の保険者ごとに実施されている取組状況や実績を点数化し、それに応じて、国から交付金を交付するものであり、令和2年度からは人生百年時代を見据え、保険者努力支援制度を抜本的に強化するため、新たに500億円を交付金へ追加し、保険者の予防、健康づくりの取組を推進されています。厚生労働省では、都道府県及び市区町村でこれまで実施されている予防健康づくりの取組内容の分析及び好事例の収集を行い、これらの内容を踏まえ、保険者における取組内容の課題を明確にし、今後の予防健康づくりの展開について検討することを目的として、本事業を実施されています。板橋区の取組状況と課題について何います。

# ○健康生きがい部長

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者であります区市町村における医療費適正化に向けた取組等に対する支援として、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として創設されたものでございます。令和4年度、板橋区は、医療費適正化の取組評価分として1億4,649万4千円、予防、健康づくり事業の事業費分としまして2,376万1千円、合計1億7,025万5千円の交付を受けたところでございます。一定の交付を受けることができた一方で、特定保健指導の実施率と法定外繰入金の削減状況について減点の評価を受けたことから、この点が改善すべき課題であると捉えているところでございます。

### 〇大野治彦

次に、特定健康診査、特定保健指導について伺います。平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に対して内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査、特定健康診査及び特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導、特定保健指導の実施が義務づけられています。特定健康診査とは、日本人の死因の約6割は生活習慣病で、その予防のために、各区市町村の国民健康保険では、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した特定健康診査を実施しています。板橋区の取組状況と課題について伺います。受診率、審査状況などを含めて伺います。

# 〇健康生きがい部長

国民健康保険の特定健康診査、特定保健指導の状況につきましては、毎年11月末に集計結果がまとまるため、最新の数値は令和3年度の数値になりますので、令和3年度の数値でお話をさせていただきます。令和3年度の特定健康診査受診率は46.8%で、23区中3位、特定保健指導については、10.9%で、23区中、こちらは12位となっているところでございます。特定健康診査におきましては、40歳代前半の受診率が低いということ、それから特定保健指導のほうでは、自己管理が可能であるとの理由で、保健指導に向き合ってくれないような例が見受けられるところでございます。特定健康診査や特定保健指導の実施状況等によるペナルティというものはないところでございますけれど

も、疾病の発生予防、早期治療、重症化予防の観点から、特定健康診査の受診率と特定保健指導の 実施率向上が課題と捉えておりまして、より多くの方に利用していただけるよう、工夫していきた いと考えているところでございます。

# 〇大野治彦

国民健康保険事業の特別区長会から国、東京都に対しての要望活動について状況を伺います。

# ○健康生きがい部長

東京都に対しましては、令和4年7月、国民健康保険事業に関する課題としまして、保険料負担 軽減策のさらなる充実と財政支援の拡充、それから、国に対して、子育て世帯の保険料軽減策拡大 を要望することを求める要望活動を行ったところでございます。また、国に対しましては、令和4 年8月に、さらなる財政支援と保険料負担削減策の充実、子育て世代への保険料軽減、医療費助成 制度への国庫負担減額調整措置の全面廃止、国民健康保険制度の構造的課題の抜本的解決を求める 要望活動を行ったところでございます。

# 〇大野治彦

国民健康保険加入者が毎年減少し、1人当たりの保険給付費の増加、毎年増える保険料の負担などに対する板橋区の今後の対応について伺います。

### ○健康生きがい部長

いわゆる社会保険の適用拡大によりまして、保険料負担能力のある方の多くが社会保険のほうに移行し、国民健康保険の加入者につきましては、高齢者や低所得者の割合が増加する傾向にございます。これによりまして、疾患等を持つ方の割合が増加し、1人当たりの保険給付費が増えるとともに、低所得者の増加による保険料収入額の減少が進み、保険料の上昇はますます加速していくのではないかと考えているところでございます。区としましては、区長会を通じて国や東京都に国民健康保険制度の抱える課題の解決を引き続き求めていくほか、医療費の削減に向けたジェネリック医薬品の使用促進、頻回受診や重複・多剤服薬の抑制に加えまして、健康診断の受診勧奨、疾病の発症防止や早期治療、重症化予防への取組を強化していきたいと考えているところでございます。

## 〇大野治彦

特別区23区の統一保険料なので、板橋区だけが変更することは難しいと思われます。民間の損害保険、生命保険では、将来起こるかもしれない危険に対し、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一のとき、事故に対して備える相互扶助からの精神から生まれた助け合いの制度です。事故や災害から生命や財産を守るための最も合理的な防衛策の一つとされていますが、国民健康保険事業は、事業という言葉がつくことで、加入者だけでは維持することができない保険事業で、独特であると思います。今後加速すると思われる少子高齢化と、国保加入者のさらなる減少が進めば、制度そのものが危ぶまれるのではないかと思います。次代にそうした保険事業が構築されることを望みたいと思い、質問をいたしました。次に、地域センターについて伺います。令和元年12月に、地域センターの在り方検討会最終報告書と題され、地域センターの機能強化~もっと身近で頼れる存在~~になるための最終報告書が示されました。最終報告が示された以降、新型コロナウイルス感染症出現により、丸3年間は具体的な取組に着手することができなかったのではないかと思いますが、準備が進められてきたことと思います。地域センターは、区役所本庁舎の分身で、区民の皆様と身近に接する貴重な存在であると思います。平成16年には出

張所機能が廃止され、18の地域センターと6つの区民事務所が設置となり、地域センターは地域振興業務のみを行うことになりました。この間、出張所から地域センターに変わることによる区民サービスの低下についての確認、地域センターにおいてもIT化が進む昨今、区民の皆様の利便性の向上につながるのではないかと、各種証明書等の発行業務についての提案などもさせていただいてまいりました。新たな地域センターの目指す方向性が示されていますが、現在もこの地域センターのあり方検討会の最終報告書に基づいて、地域センターの運営がなされているのでしょうか。伺います。また、令和4年度の事務執行の取組と成果についてお聞かせください。

# 〇区民文化部長

各地域センターでは、今委員からありました地域センターのあり方検討会最終報告書に掲げる新たな地域センターの目指す方向性に基づきまして、地域センターの利用拡大の取組に努めてまいりました。これまでの間、新型コロナウイルス感染症の流行拡大によりまして、センター事業が休止に追い込まれる中、新たな業務に取り組むことで、最も身近で頼れる存在となるよう、区民サービスの拡大を図ってきたところでございます。中でも、マイナンバーカードの申請受付業務については、経由事務の枠を超え、写真撮影や申請書記入支援を行うことで、多くの方々が地域センターを訪れる要因となったところでもございます。引き続き、相談機能の充実あるいは業務の拡充に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

# 〇大野治彦

相談業務の取組についてなんですけれども、区民の皆様にさらなる周知を図ることが必要ではないのかと思います。例えば、街路灯の球切れ、自転車の乗り捨て、ごみの不法投棄など、区民の皆様はどこに問合せをすればよいのか分からない方が多数いらっしゃるのではないかと思います。地域センターが窓口となって、各課につなげて課題解決を図っていただくことも大変重要なことの一つであると考えます。私も、区民の方から相談、地域センターを通じて対応いただくことがあります。迅速な対応にいつも感謝しています。そこで伺います。今後、地域の皆様の様々な相談について、関係各課とのつなぐ役割にも、さらなる重点を置くことが区民サービスのさらなる向上につながるのではないかと思います。相談体制の現状について伺います。

# 〇区民文化部長

地域センターの利用拡大のための具体的取組の一つに、相談業務の強化も掲げてございます。全地域センターにおいて、様々な相談に対応する体制を整えているところでもございました。現在、地域センターの入口や窓口には、相談業務を実施している旨を掲示をいたしまして、気軽に相談できるような雰囲気、あるいは環境づくりに取り組んでいるところでございます。区民からの多様な相談や要望の聞き取りなど、課題解決に向けた関係機関等の紹介ですとか、区役所の関係各課への引継ぎをスムーズに行うため、日頃から情報共有を密に行いまして、相談業務の強化につなげてまいりたいと取り組んでおります。

### 〇大野治彦

次に、地域センターの職員体制について伺います。現在、各地域センターの職員の配置人数は3 名、ホールが存在するセンターは4名とお聞きしています。さきに述べました相談体制の充実をは じめ、新たな地域センターを目指すには、現在でも職員が少ないと思われますが、増員する必要が あるのではないかと考えます。見解をお聞かせいただきたいと思います。

# 〇区民文化部長

地域センターが少人数職場であるということから、そのことが課題として顕在化する場面はあるものと考えてございます。現在、コロナ禍で休止中だった事業を再開する際には、実務経験者が異動等でいなくなってしまったため、準備に要する時間の増加ですとか、新たな地域センターを目指して今取り組んでおります拡充した業務、これを行うことによって、職員の業務量が増大する懸念もございます。今後、地域センターの業務内容と、あるいは業務量を検証しながら、効果的かつ効率的な地域センターの運営に向けた業務の適正化を図ることとしておりまして、課題が顕在化した場合には、必要に応じて人員配置の見直し等の検討を進めていきたいと考えております。

# 〇大野治彦

次に、住民防災組織との連携・防災訓練について伺います。区民を対象とした各課の事業等を地域振興課が調整役を担い、地域センターが積極的にサポートするとすることになっています。住民防災組織との連携、そして毎年行われている総合防災訓練の現状について、区民文化部の見解を伺います。

# 〇区民文化部長

年1回、3月に18支部で一斉に行う総合防災訓練でございますけれども、避難所開設運営訓練ですとか、初期消火訓練などに加えまして、現在VRあるいはARなどの最新デジタル技術を活用した火災・煙体験ですとか、避難所体験など様々な訓練を行っているところでございます。訓練内容につきましては、18支部ごとに主体的に決定していることから、各支部の実情を踏まえた実践的な訓練であると、区民文化部でも認識しているところでもございます。近年の災害で生じました新たな課題に対応するため、より実践的な訓練メニューの導入につきまして、今後も地域センターの職員から、住民防災組織に対しまして積極的な働きかけを行うなど、実効性の高い総合防災訓練の実施につなげてまいりたいと考えております。

### 〇大野治彦

何が言いたいかといえば、町会・自治会の役員で構成される住民防災組織は、防災訓練では住民の皆様を指導する立場にあるのではないかと思います。年に1回の総合防災訓練だからこそ、住民防災組織が主導となって訓練を行うことが必要なのではないかと思います。実際に大震災等が発生したときには、地域センターの所長をはじめ、職員の皆様は、地域センターで防災本部との連携を図るものと思われます。避難所にはいません。避難所の責任者は、各地域の町会連合会支部長が本部長となって運営を担うことになっています。今後の住民防災組織が主体となった総合防災訓練の実施ができることを願い、質問をさせていただきました。次に、地域センターのサポートの下、住民防災組織との新たな連携強化を図る必要性があるのではないかと考えます。伺います。

### 〇危機管理部長

地域班の活動拠点となります地域センターにつきましては、地域の情報を集約する拠点であるとともに、災害発生時には、避難所開設に関する情報を町会連合会各支部長や各町会・自治会へ伝達する重要な役割を担っております。そのため、地域の防災力向上のためには、地域センターとの情報共有や連携は必須であると認識をしております。令和6年度以降につきましては、18支部ごとの地区防災計画の作成を予定しておりまして、計画の作成を行う中で、地域センター職員や住民防災組織と連携いたしまして、住民防災組織が主体的に取り組める訓練などの検討も行ってまいりたい

と考えてございます。

# 〇大野治彦

次に町会・自治会・シニアクラブとの連携支援について伺います。まず、町会・自治会との連携支援についてです。板橋区のホームページには、町会・自治会は、古くから地縁による組織として、防犯、防火、防災、青少年健全育成、環境美化及び地域住民の親睦など、地域コミュニティーの活性化や福祉の向上に板橋区と協働して積極的に取り組んできました。大災害や多発する犯罪に対する備えが地域の大きな課題となっている昨今、地域住民同士の相互理解と協力が自立した地域コミュニティを形成し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりにつながっていくことから、板橋区は、町会・自治会の活動等を支援しています。皆さんも町会・自治会にご加入くださいと掲載をされています。初めに板橋区と町会・自治会の関係性について伺います。

# 〇区民文化部長

町会・自治会は、今ご指摘ありましたように地縁に基づく任意団体といたしまして、共助のみならず、防犯や防災、青少年健全育成や環境美化など、区と協働してまちづくりを推進する重要なパートナーであると認識しているところでございます。区は町会・自治会との連携の重要性を鑑みまして、これまでも各事業への補助金あるいは助成金のほか、加入促進策などの様々な手法によりまして、支援策を講じてきたところでもございます。

# 〇大野治彦

町会・自治会への加入状況について伺います。

# 〇区民文化部長

板橋区町会連合会の協力を得まして、令和元年度に実施した調査では、区の世帯数と、町会・自治会への加入世帯数を基に計算した結果、18支部の平均加入率は49.3%という数値になったところでございます。その前に行いました平成23年度の調査では53.1%であったことから、加入率の低下傾向が出る結果となりました。次回調査は令和6年度を予定しておりまして、区として、定期的に加入状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

## 〇大野治彦

役員の高齢化と成り手がいない現状であるのではないかと思います。予算面の支援ではなく、新 たな連携支援が必要なのではないかと考えます。伺います。

### 〇区民文化部長

区といたしましても、町会・自治会への支援では、加入促進にとどまらず、町会・自治会の活動に関わる人材をどのように増やすかという観点での支援策の強化が課題であると認識しております。そのため、地域の多様な団体が従来の枠組みを超えまして、町連各支部を中心とする地域連携を強化するためのネットワークの構築、これも一つの解決策として捉えているところでございますが、全地域に定着させるには時間を要するというふうに、課題として認識しているところでもございます。区では、今後も町会連合会と連携を密にしながら、引き続き、効果的な方策について検討を進めるとともに、好事例などの情報収集を進めまして、支援や情報提供を継続して強化してまいりたいと考えております。

## 〇大野治彦

町会・自治会は、地域コミュニティーの核をなす団体であると思います。私自身もこれといった

具体策は現在ありませんけれども、このままの状況が続きますと、町会・自治会の存続が難しくなるのではないかと思います。板橋区にとっての最大のパートナー、板橋区行政が手の届かないところを担っていただいている町会・自治会への新たな対応支援に取り組んでいただきたく、質問をさせていただきました。次に、シニアクラブとの連携支援について伺います。こちらも板橋区のホームページには、シニアクラブの活動は地域ごとのシニアクラブの活動とそのクラブが会員である連合会の活動があり、高齢者の生きがいと健康づくりのため、健康、友愛、奉仕の全国3大運動を主として多種多様な活動が行われています。クラブ活動を通じて社会活動に積極的に参画し、共に様々な活動を楽しむ中での周りとのつながりを持つことにより、高齢者が孤立することなく、生き生きと暮らせる明るい長寿社会づくりと、保健福祉の向上を目指しています。現在の高齢者は、板橋区老人クラブ連合会が創立した65年前とは異なり、若々しく活躍する世代であることから、板橋区シニアクラブ連合会、旧老人クラブ連合会及び板橋区では、老人クラブではなくシニアクラブの名称使用を促進していますと掲載をされています。板橋区とシニアクラブの関係性について伺います。

# 〇健康生きがい部長

シニアクラブにつきましては、先ほどご紹介いただきましたが、仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、地域を豊かにする社会活動、保健福祉の向上などのため、地域内の高齢者が自主的に組織している団体で、単位クラブの連合組織である板橋区老人クラブ連合会が昭和33年9月に発足したところでございます。老人福祉法第13条第2項におきまして、地方公共団体は、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするよう努めなければならないと規定されているところでございます。このことから、各シニアクラブには、教養向上、健康増進レクリエーション活動等に加え、友愛活動や清掃奉仕活動に対し、区から補助金を交付しているところでございます。また、シニアクラブ連合会には、各シニアクラブへの育成・指導、仲間づくりの促進、他世代との交流促進等に対し、補助金を交付するとともに各種行事などへの人的支援を行っているところでございます。

## 〇大野治彦

名称を変えた理由と併せてお聞きします。加入状況について伺います。

# 〇健康生きがい部長

まず、名称変更についてでございますけれども、令和5年5月17日に開催されました板橋区老人クラブ連合会定期総会におきまして、板橋区シニアクラブ連合会への名称変更議案が上程されまして、特別議決をもって原案のとおり可決されたところでございます。シニアクラブ連合会への名称変更は、現代の60歳以上の高齢者は、連合会が設立した60年以上前とは異なり、若々しく活躍する世代であるため、時代に合わせた名称に変更し、会員増強を図ることが議案の提案理由となってございます。老人クラブという名称が60歳代の会員の新規加入につながっておらず、クラブ会員数が減少しているとの背景から、名称変更が行われたものと認識しているところでございます。それから、もう一つのシニアクラブへの加入状況についてでございますけれども、今年度のシニアクラブの現況は、令和5年4月1日時点で125団体、会員数は9,561人でありました。8月1日現在では、これが123団体、9,487人となっておりまして、2つのクラブが解散している状況にございます。なお、平成24年当時では143団体、会員数は1万4,432人となっていましたが、令和4年度には128団

体、会員数が初めて1万人を割り込みまして、現在に至っており、会員数の減少が継続していると ころでございます。

# 〇大野治彦

ある地域では、クラブを解散してしまう状況が発生しています。今まさに高齢化が加速する中、 このような状況が発生しています。新たな連携支援が必要なのではないでしょうか。現状と今後の 対応について伺います。

# ○健康生きがい部長

シニアクラブの解散の大きな要因としましては、クラブへの新規加入者が少ない中、会員全体の高齢化が進むことによりまして運営が困難になり、クラブの解散に至っている状況にあるというふうに捉えているところでございます。また、クラブ運営に当たり、区から交付される補助金の申請書類や実績報告書類の作成がクラブの会計担当者の負担になっているとの意見が出されていることも事実でございます。この現状を踏まえまして、令和5年度の補助金申請から3か月報告書というのがあるんですが、これの提出の廃止などの簡素化を図るとともに、分かりやすいマニュアルの作成、説明会の開催など、クラブの負担軽減に向け対応してきたところでございます。区からの補助金交付のため、申請書類の簡素化には一定の制限はありますけれども、今後ともシニアクラブの意見を十分に聞きながら会員増強のPRを含め、さらなる支援に努めてまいります。

# 〇大野治彦

先ほども質問いたしましたけれども、町会・自治会への支援と同様に、このままの状況が続きますと、解散する団体が増えてしまうのではないかと思います。私自身、これといった具体策はありませんが、健康、長寿、友愛の精神で活動いただいているシニアクラブの活動しやすい新たな環境を支援いただきたく、質問をさせていただきました。次に、プラスチックごみの再資源化について伺います。令和4年6月17日に、プラスチックに係る資源環境の促進等に関する法律が施行され、プラスチックごみの排出量の抑制、さらなる資源の有効活用、区民の環境への意識向上を目的とし、プラスチックごみの再資源化の取組が行われる予定になっています。法律には、第6条で、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとうたわれておりますので、実施に向けての取組と準備状況について質問いたします。令和4年度に試験的に実施されました地域の実施結果について伺います。課題、問題等についても伺います。

### ○資源環境部長

令和4年度、無作為により抽出した2千世帯を対象に、新たな分別ルールや回収方法について伺った区民アンケート、事前に承諾を得た約100世帯を対象に、実際に分別収集を行ったモニター調査及びモニターアンケートを実施し、解析・考察を行ったところでございます。アンケートでは、プラスチックを資源として分別し、週1回収集することについての区民アンケート、モニターアンケートとも、8割近くの世帯が肯定的であった一方、モニターアンケートでは、分別排出を面倒だったという意見が8割を超えていたところでございます。このような調査結果により、分別の変更や洗浄の方法などについて十分な周知が必要であるということに整理いたしまして、現在に至ったところでございます。

# 〇大野治彦

今後行われる各地区での住民説明会の対応について伺います。説明会だけでは特定の方しか来られませんので、さらなる周知徹底を図ることが難しいのではないかと思います。今後の住民説明会の対応、それ以外の対応について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

# ○資源環境部長

周知に当たりましては、住民説明会の回数や実施方法を工夫するとともに、様々な機会を捉えて積極的に発信する予定でございます。具体的には住民説明会、10月から12月にかけまして、地域センターを中心に、区内全域45回を超える平日、夜間、土曜日を組み合せて、より多くの区民の方の参加ができるようにするほか、周知の機会として区民まつりなどのイベントも予定しているところでございます。その他ハンドブックの全戸配布、広報いたばし、区設掲示板へのポスター掲示、チラシの全町会・自治会回覧など、さらに動画配信を含めた区公式サイトでの発信やSNS、公式LINEを活用することとしており、徹底した周知を進めてまいりたいと考えてございます。

# 〇大野治彦

現在、協力をいただいている資源ごみ回収場所へのプラスチックごみの出し方について伺います。

# ○資源環境部長

資源として回収するプラスチックは、透明または半透明の中身の見える袋に入れていただきまして、週1回、資源の回収日に集積所に排出していただくこととしております。集積所では、他の資源である瓶や缶と異なりまして、袋のまま排出していただくということになってございます。大規模なマンションにつきましては、区から保管用の回収ネットを貸与するというものも考えてございます。また、それ以外の集積所について、風などによる飛散のおそれがある場合には、お申出により防鳥ネットを貸与する予定でございます。

# 〇大野治彦

資源ごみの分別回収に今も理解のない方がいらっしゃるように見受けられます。よほど注意を払った対応しなければならないのではないかと考えます。缶の回収ボックスの中にスプレー缶、ペットボトルの回収網の中に油のボトルなどが入れられているときがありますが、プラスチックごみの回収については、品種が多く、積み残しが発生した場合、集積所を管理する方の負担、管理する方がいない集積所などでは、環境の悪化が危ぶまれるのではないかと思います。見解をお聞かせいただきたいと思います。

### ○資源環境部長

プラスチックの資源化に当たりましては、瓶や缶など現在も資源として回収しているものと同様、 回収したものの中に不純物が含まれている場合、その後の資源化の工程において支障となります。 そのため、不純物が含まれる場合には回収せず、警告シールを貼り、注意喚起を行うこととしております。一方集積所が良好な状況で管理・運営されていることの重要性は認識しておりまして、プラスチックを含めた資源、また、ごみの適切な排出については、様々な媒体や機会を活用し、清掃事務所、ふれあい指導班での対応も含め、継続的に区民への周知を行っていく予定でございます。

### 〇大野治彦

現在の清掃工場の炉は、焼却炉をはじめとした各種設備の向上が図られています。プラスチック ごみの燃焼についても向上が図られていますが、プラスチックごみを燃焼しなくなることにより、 炉の温度が低下することが予測されます。ダイオキシン追加燃料の必要性について伺います。

# 〇資源環境部長

板橋区が燃えるごみを搬入している板橋清掃工場や、23区内の清掃工場では、ごみの焼却を開始する際に、ガスバーナーを使用してございます。ガスバーナーを使用した以降は、ごみそのものの燃える力を利用して、点検日を除いて24時間365日、燃やし続けているという状況でございます。燃焼中は、ダイオキシンの発生原因となる炉の温度の低下を抑制し、常時800度以上で燃焼させるため、焼却炉に入れる前にごみをよく攪拌しまして乾燥させるほか、焼却炉内にファンで風を吹き込むなどの対策を行っているところでございます。そのため、プラスチックの資源化が始まっても、ダイオキシン対策は従前と変わらず、また基本的に、助燃剤、燃やすために助ける材料でございますけれども、そういったものの対応は不要と考えてございます。

# 〇大野治彦

次に減災・防災、防犯対策について伺います。水害時における地域防災力の向上や、河川敷の利活用による健康増進策に関するかわまちづくり計画を国に申請し、その必要性、実現性が高いと判断され、令和3年8月20日に国の制度に登録されることになり、現在、実現に向けて取組が行われています。板橋区かわまちづくり計画について質問いたします。本計画は、危機管理部だけでなく、区民文化部、産業経済部、資源環境部、都市整備部、土木部と部を横断しての取組とお聞きしています。どのような連携が図られているのか、また、誰もが親しめるスポーツ環境の整備、にぎわい創出への取組も行われているとお聞きしています。関係各課の取組について伺います。

# 〇危機管理部長

かわまちづくり計画につきましては、防災面に関するハード整備だけではなく、にぎわい創出の 仕組みづくりを進める計画となっておりまして、ご紹介いただきました関係6部で組織横断的に連 携し検討しているところでございます。広大な荒川河川敷の計画でありますので、長期にわたる計 画になるとともに、規制の多い敷地であるため困難な課題も多くありますが、関係6部によるプロ ジェクトチームの会議を月1回程度開催し、スポーツ環境の充実、にぎわい創出などを目指して、 計画の検討を行っているところでございます。

## 〇大野治彦

国土交通省との連携、折衝については現在どのように行われているのか、そして東京都も連携支援の強化を図っていくとの発言をお聞きしております。伺います。

# 〇危機管理部長

かわまちづくり計画は、国土交通省荒川下流河川事務所との共同事業となっておりまして、施設の設計、工事に当たり綿密な連携が必要となっております。現在、荒川下流河川事務所とは適宜打合せを行っておりまして、連絡通路につきましては、設計作業が進行中でありまして、今年度末までには工事の発注を行う予定でございます。なお、東京都の補助制度も一部活用できる見込みでございます。また、板橋区の関係6部で構成するかわまちづくり計画のにぎわいづくりプロジェクトチームの会議には、今年の8月から荒川下流河川事務所の職員も参加し、共同で検討を進めているところでございます。

### 〇大野治彦

プロジェクトの達成に向けて、若手の職員による会議も開催されているとお聞きしています。現 在の状況について伺います。

# 〇危機管理部長

板橋区及び荒川下流河川事務所の様々な部署の若手職員、合計で21名集まりまして、かわまちづくり計画のにぎわい創出につながるアイデア出しを目的とした、板橋区かわまちづくり未来の板橋発想会議を開催いたしました。4つのグループに分かれ、4回の会議を開催し、その成果につきましては、令和5年1月に区長及び荒川下流河川事務所長に報告をしたところでございます。様々な提案内容につきましては、にぎわいづくりプロジェクトチーム会議などで検討いたしまして、今後、実現できるものにつきましては実現していきたいと考えているところでございます。

# 〇大野治彦

先ほどの職員提案の質問でも述べさせていただきましたが、様々な意見があると思います。各部での連携をいただき、若手職員の皆様の意見を受け止めて政策に反映させていただきたいと思い、伺いました。次に、いたばし防災プラスプロジェクトについて伺います。YouTubeで動画配信されている防災動画について質問いたします。攻めている防災動画、板橋区職員が体張って制作配信、新聞テレビでも取り上げられ、放映されるなど、高評価を得ています。現在の配信状況、環境、今後の予定について伺います。

# 〇危機管理部長

いたばし防災プラスプロジェクトの一環としまして、資生堂美容技術専門学校と共同で製作した 防災×美容ですとか、ハザードマップの見方、D級ポンプの使い方などをテーマに現在30本ほど の動画を公開しております。最も多く視聴されている動画は、視聴回数が2万6千回を超えている とともに、職員がストーリーを考え、手作りで撮影、編集した動画が分かりやすく面白いと、NH Kをはじめ多くのメディアでも取り上げられ、好評をいただいているところでございます。防災に 関心が高くない方に対しても、防災に親しんでもらうことで、防災に関心を持ってもらえる方の裾 野を広げることができるよう、インスタグラムなどで新たな動画の製作を継続してまいります。

### 〇大野治彦

本年11月18日土曜日に行われる、ハイブリッド型防災関連イベント、いたばし防災プラスフェア についての取組とコンセプトについて伺います。

# 〇危機管理部長

いたばし防災プラスフェアにつきましては、11月18日に荒川河川敷で、リアルイベントと併せまして、オンラインツールを活用した防災イベントを行うことで、より多くの区民が参加しやすい環境を整えていきたいと考えております。リアルイベントでは初期消火や応急救護などを体験できるほか、VRやARなどの最新デジタル技術を活用した火災・煙体験、避難所体験を実施し、また、オンラインイベントでは、ゲーム形式などで楽しみながら防災知識が身につくコンテンツを用意しております。楽しんで参加できるコンテンツを豊富に用意することで、防災に対する意識が低くなりがちな若年層などをはじめとした幅広い層への働きかけを行い、防災知識の向上及び地域防災力の底上げにつなげていきたいと考えております。

### 〇大野治彦

次に町会・自治会が設置する防犯カメラについて伺います。板橋区議会は、平成30年度から現在 に至るまで、町会・自治会が設置する防犯カメラの設置費、維持管理費の全額東京都負担を求める 要望について、特別区議会議長会を通じて東京都に求めています。特別区長会、東京都町会連合会 の会からも同様の要望が行われています。毎年少しずつではありますが、対応が図られているようですが、いまだ実現には至っておりません。犯罪や事故が発生したときに、映像を警察が確認します。遠隔操作で確認ができるそうです。その際、その都度、町会・自治会の担当者が立ち会います。利用するのは警察であるのに、設置費、維持管理費を町会・自治会が負担するのには違和感を持ちます。現在の補助状況について伺います。

# 〇危機管理部長

現在の防犯カメラの補助率でございますけれども、町会・自治会に対しましては、東京都が2分の1、板橋区が3分の1ということで、町会・自治会の負担が6分の1残っているという状況でございます。

# 〇大野治彦

実現するまで東京都の全額負担を求めていただきますよう、お願いしたいと思います。見解をお 聞かせください。

# 〇危機管理部長

防犯カメラの設置・維持管理経費につきましては、これまでも継続的に、特別区長会から東京都に対し、全額負担の要望を行ってきたところでございます。しかし、東京都からの回答は従前と変化がなく、現時点では要望を受け入れられていない状況でございます。防犯カメラの設置経費につきましては、東京都が行うべきとの考えにつきましては、委員と同様で区としても変更はないところでございますので、今後も粘り強く、東京都の全額負担を要望してまいります。

# 〇大野治彦

事故や事件で使うのは、警察、警視庁であるのに、なぜ町会・自治会の会費で設置や維持管理を行わなければならないのか、甚だ疑問に思います。議長を務めさせていただきました2年間、東京都に伺い、副知事、都議会では議長各会派に伺い、直接要望しています。いまだ東京都の全額負担ではありません。要望がかなうまで求めていきたいと思い、質問をさせていただきました。次に、都市農政と板橋区の農業について伺います。本年7月より、坂本区長の推薦、議会の承認をいただいて、農業委員会委員を3年間務めさせていただくことになりました。毎月行われる定例総会、農業委員研修、先日は公益財団法人東京都農林水産振興財団、東京農業アカデミー八王子研修農場で研修をいたしました。それぞれの研修で都市農業の現状を知ることができました。定例総会では、農地法第4条、第5条の案件について承認することなど、大事な案件について審議を重ねています。初めに、改めて板橋区の農業の現状について伺います。

#### 〇産業経済部長

区内の農地や農家数は減少傾向にありまして、平成25年度から令和4年度までの10年間で農地面積は約25%、生産農家数は約20%減少しております。しかしながら、農業者の皆様のご尽力によりまして、直売所や学校給食への出荷による新鮮な農産物の提供をはじめ、区民農園や収穫体験を通じた安らぎの機会の提供など、これまでと変わらずに行っていただいております。そのほかにも、都市農業は、都市に緑を供給し、景観形成や生物多様性の維持など、豊かな都市生活の実現に大きく寄与しているものと認識しております。

# 〇大野治彦

令和4年度の農業振興施策の実績について伺います。

# 〇産業経済部長

区が令和4年度中に行った主な農業振興施策としましては、農機具の購入や農地の整備に対する補助金の交付、肥料の現物支給といった農業者への直接的な支援をはじめ、赤塚五丁目の農業体験農園を活用した収穫体験を行いました。また、コロナ禍で中止となっていた板橋農業まつりを3年ぶりに実施するなど、様々な施策を行いました。さらに、農業の担い手の育成にも新たに着手しておりまして、区内の農業者の全面的な協力の下、農業スキル育成講習を開講し、過去に成増農業体験学校を修了した4名が全25回の講習を受講し、全員がよりレベルの高い農業技術を習得し、農のサポーターとして今年度から本格的に活動しております。

# 〇大野治彦

令和4年度の区民農園の利用実績と利用者の相談体制と指導の状況、今後の方向性について伺います。どのような方々が利用しているのかも、併せてお願いいたします。

# 〇産業経済部長

区民農園事業は、土地所有者から無償でお借りした農地を活用し、個人用で15平方メートル、団体用で30平方メートルの区画を5,500円の使用料で区民の皆様に利用していただいておりまして、今和4年度は個人用1,700区画に対しまして、2,673人のお申込みをいただく大変人気の事業となっております。年代別の利用者の割合は30歳代までが10%、40、50歳代が35%、60歳代以上が55%となっております。運営は、ベテラン農業者で組織された農芸指導員の会の皆様に月1回農園を巡回していただき、利用者への指導を行っているほか、地元協力者であります管理人に月1回の巡回点検をお願いしてございます。今年度から、指導員や管理人の高齢化に対応するため、一部の農園の管理を事業者に委託しているほか、指導員が巡回できない一部の農園の利用者を対象に、講習会を実施するなど指導員などの負担軽減に努めております。また、維持することが難しくなった農地を積極的にお借りするよう、働きかけを行うことで、区民農園の確保に努めてまいります。

### 〇大野治彦

令和4年度の学校給食への運用状況、学校給食の食育への活用、本年の猛暑続きの影響を伺います。

# 〇産業経済部長

学校給食への食材提供につきましては、板橋ふれあい農園会に加入している9戸の農家がジャガイモ、大根、ニンジン、長ネギの4種類の野菜をそれぞれ年1回、区立小・中学校全73校に納入しているほか、農家と学校が個別に契約し、納入する例もございます。食育の例といたしましては、ふれあい農園会給食だよりを活用しまして、生産者の紹介や、野菜の育成過程を写真で分かりやすく紹介しておりまして、また、一部の学校には生産者が直接訪問し、野菜づくりの大切さや、地産地消の大切さなどを教える取組を行っております。猛暑の影響につきましては、夏野菜や葉物野菜を中心に枯れてしまったり、実が焼けてしまったりといった、例年にない被害が発生している事例はありましたが、11月下旬に各校に納入する大根については、現在のところ順調に育成していると聞いております。

### 〇大野治彦

農業体験学校の趣旨と受講状況、卒業生のその後について伺います。

# 〇産業経済部長

成増農業体験農園は、農業の技術の継承を行いつつ、区内農業者の援農活動が担える人材の育成を目的としまして、土地所有者から無償でお借りいたしました1,200平方メートルの土地に、農地やパイプハウス等を整備して、平成30年に開校いたしました。4月から翌年2月の期間で、30回程度の実技や座学を通じて、技術、知識を習得する通年型の講習会には、開講から5年間で80名が受講し、このうち40名が全日程の8割以上出席した修了生となっております。80名の受講者のうち、23名は、援農ボランティアとして、区内農業者の農作業や農業イベントのサポートを行っていただいております。また、このうち4名は、昨年、農業スキル育成講習を受講していただきまして、今年度から農のサポーターとして、収穫体験で活用する農産物の育成などを行っております。

# 〇大野治彦

農業振興の今後の課題について伺います。

# 〇産業経済部長

農業振興における課題は、農地の減少と農業の担い手の不足であると認識しております。これらの課題に対応するため農業者が管理しきれなくなった農地を積極的に借り入れ、区民農園として活用する取組を維持するほか、プランターを活用した農法や、屋上を農地として活用するなど新たな手法についても研究してまいります。担い手の確保に関しましては、農業スキル育成講習を今後も継続し、農のサポーターを増員するなど担い手の確保に努めてまいります。

# 〇大野治彦

11月の11・12日に行われる農業まつりのコンセプト、考え方、構想について伺います。

# 〇産業経済部長

農業まつりの今年度のテーマは、緑と文化を育むSDGs未来都市いたばしとし、農業とSDGsが密接な関係にあることを来場者に再認識してもらえるようなお祭りにしたいと考えております。今年は昨年実施できなかったおみこしも、4年ぶりに実施するプログラムとなっておりまして、コロナ禍前とほぼ同様の規模で実施する予定でございます。

### 〇大野治彦

それでは、最後の項目です。都立城北中央公園の再編整備について伺います。都立城北中央公園内陸上競技場の整備と一体的な公園の改修につきましては、これまで何度も要望させていただき、一般質問、総括質問などで取り上げてまいりました。当該公園の陸上競技場を含む公園全体の整備と、現在行われている公園隣接の石神井川調節池の上部の有効利用を東京都が行うことにより、子ども、高齢者や障がいを持たれている方々などがスポーツに親しむ環境の整備、スポーツ施設としての再生、また東京都が推し進めているカフェ事業やバーベキュー場の設置など、総合的な整備を求めてまいりました。板橋区が中心となり、実現に向けての一層の取組を求めてまいりました。坂本区長におかれましては、昨年10月7日に開催されました都知事と区長との意見交換会において、改めて本要望を取り上げていただきました。今回は、小池都知事からは、陸上競技場の第三種公認化には、拡張に伴う施設の再整備などが課題であるが、引き続き、板橋区と意見交換を進めていく。再整備計画のエリア設定を踏まえて、引き続き板橋区と連携しながら、スポーツレクリエーションを一層楽しめるような場になるよう取り組んでいきたい。板橋区の取組とも連携しながら、誰もがスポーツを楽しんでオリンピック・パラリンピックのレガシーを生かして、健康増進、人とのつながりなどスポーツの力をみんなで享受できるようなスポーツフィールド東京の実現につなげていく

ように、一緒に連携をしていくようお願いするといった趣旨の発言がありました。昨年10月7日に行われました知事と区長、区市町村との意見交換会、YouTubeの配信動画で確認しています。私が昨年行いました決算総括質問の都立城北中央公園再編整備の質問に対する坂本区長の答弁は、区民の皆様との連携を十分に図りながら、将来のまちづくり、広域的なまちづくりも踏まえて、この計画を着実に進めるために、特に関係区との連携、またこれまで進めてまいりました都知事との協議をいかに成し遂げるか、これが大変重要な課題ではないかと思っております。若干時間はかかりますけれども、この大きな問題につきましては、これからも責任を持ちながら、区議会の皆さんとともに、協力をいただきながら進めていきたいと思う。大変重要な課題と考えておりますと答弁をいただきました。現在の東京都との交渉状況について伺います。

# 〇区民文化部長

都立城北中央公園の再編整備につきましては、昨年行われました都知事と区長との意見交換会での都知事の発言内容を踏まえ、今年度に入ってからも、複数回東京都に出向きまして、協議を行っているところでございます。今後も、これまで連携してきました城北5区をリードしながら、東京都との協議に取り組んでまいり、またスポーツや憩いの場として、区民にとってより魅力的な都立公園としていただくことを求めてまいりたいと考えております。

# 〇大野治彦

本案件は、区民文化部ではスポーツ振興、危機管理部では防災公園にも指定されています。産業経済部では、フェスティバルなどのイベントの開催、福祉部では障がい者スポーツ振興、都市整備部ではまちづくり、土木部では調節池の上部利用、バーベキュー場、カフェの設置、駐車場の設置、教育委員会では小・中学校の陸上競技大会の開催など、庁内連携、取組が必要になると思います。庁内での連携、取組を行っていただきたい、そしてぜひとも板橋区の政策として位置づけていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

#### 〇区民文化部長

都立城北中央公園内には、私どもの施設、上板橋体育館が設置されているほか、周辺にはご指摘の部署が関連した事業も展開されるところでございまして、連携を図るため、情報共有を行っているところでもございました。公園の再編整備につきましては、東京都が実施主体ではあるものの、スポーツ振興だけでなく、誰もが使いやすく居心地のよい都立公園として、整備を求めていくことが一番重要だと考えております。今後も、地域住民からの意見を踏まえながら、公園の再編整備に向けまして、庁内関係部局と連携を図りつつ、東京都との協議に臨んでいきたいと考えております。

### 〇大野治彦

資源のある公園だと思います。現在、事業認可による拡張工事が進められ、立ち退きが発生している地域でもあります。今後物騒な地域になります。防災公園にも指定されています。利用目的別にゾーニングすることにより、魅力のある施設に必ずなります。この施設が拠点となることにより今後行われる予定の上板橋南口駅前の再開発事業、再開発については丁寧に進めていただき、よりよい方向でまちの活性を行うことができれば、都立城北中央公園の再整備との相乗効果が生まれ、ひいては、公園が拠点となることにより、小竹向原駅と上板橋駅南口の南北の交通ルートの結節点が生まれ、バス事業者が独自に運行することにより、区民の皆様、そして利用者の利便性の向上にもつながり、定住化の促進をはじめ、板橋区の発展に寄与するものでないかと考えます。実現して

いくためには、東京都と協議を重ね、課題を一つひとつ解決していかなくてはなりません。東京都の計画変更なくして実現はありません。本年度が勝負であると思います。昨年の小池都知事の発言を無駄にすることがないよう、板橋区から積極的に提案、協議の場の回数を増やしていただきたいと思います。板橋区から強いアクションを示さなければ、東京都は絶対に動きません。ぜひとも、坂本区長のリーダーシップの下、実現することをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。